

航空自衛隊仕様書			
仕様書の 種類	内容による分類	装備品等仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	航空機等整備器材関係カタログ製品	C&LPS-B99487-16	
		大臣承認	令和 年 月 日
		作成	昭和51年 6月30日
		改正	令和 6年 3月25日
			令和 7年 3月25日
作成部隊等名	補給本部		

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊で使用する航空機等整備器材のうち、カタログ製品（以下、“製品”という。）の調達について規定する。

### 1.2 調達品目・数量等

調達品目及び数量等は、調達品目表による。

### 1.3 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00007の1.2によるほか、次による。

#### 1.3.1 カタログ製品

製造者等の商品目録又は営業案内に製品の名称、型式、番号、種類、等級等が記載されており、製品の名称、型式、番号を示すことにより、製品の品質、形状、性能、その他必要事項が確定できる製品をいう。

### 1.4 引用文書等

引用文書等は、次による。

- a) 引用文書 この仕様書に引用する次の文書及び調達品目表に示す文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、この仕様書に定める内容が優先する。

C&LPS-B99001 航空機用機器工具一般共通仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

品 名	航空機等整備器材関係カタログ製品
-----	------------------

## b) 関連文書

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号。令和3年1月21日）

## 2 製品に関する要求

### 2.1 一般事項

この仕様書で調達される製品は、製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習により、その品質が保証されたものでなければならない。

### 2.2 同等とする性能等

調達品目表に示すカタログ製品と同等とする性能等について指定する場合は、調達品目表に示す。

### 2.3 機能・性能

製品は、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官側の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。

なお、製品に対する適用については、調達品目表に示す。

### 2.4 製品の表示

製品の表示は、C&LPS-B99001の2.7による。ただし、銘板については、調達品目表に示す場合を除き、1種銘板とする。

## 3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

## 4 出荷条件

出荷条件は、C&LPS-B99001の3による。

## 5 その他の指示

### 5.1 提出書類

提出書類は、調達品目表に示す場合を除き、次による。

a) 類別原資料 類別原資料は、C&LPS-Y00007の4.1.1による。

b) 取扱説明書 取扱説明書は、C&LPS-Y00007の4.1.2による。

なお、提出する取扱説明書は、会社刊行技術資料とする。ただし、会社刊行技術資料の提出が困難な場合は、カタログ（航空自衛隊補給本部航空機部担当課長の事前承認を得たものに限る。）を提出することが可能である。

c) 特定化学物質等の資料 特定化学物質等の資料は、C&LPS-Y00007の4.1.3による。

d) 貴金属等管理資料 貴金属等管理資料は、C&LPS-Y00007の4.1.4による。

### 5.2 附属品・予備品

附属品及び予備品が必要な場合は、調達品目表に示す。

### 5.3 組立・設置・調整

調達品目について、組立、設置及び調整が必要な場合は、調達品目表に示す。

品名	航空機等整備器材関係カタログ製品
----	------------------

#### 5.4 立入制限場所への立入

立入制限場所への立入が必要な場合は、調達品目表に示す。

#### 5.5 官側における支援

官側における支援が必要な場合は、調達品目表に示す。